

令和6年8月（第8回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日（金）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（13名）

| | | | |
|-----|-------------|-----|------------|
| 1番 | 井川 寿範（筆頭代理） | 2番 | 農 政憲（次席代理） |
| 3番 | 坂上 孝司 | 4番 | 里見 勝則 |
| 5番 | 北野 洋一 | 6番 | 松本 功 |
| 7番 | 西村 誠志 | 8番 | 守江 勉 |
| 9番 | 宮本 一義 | 11番 | 下山 和之 |
| 12番 | 吉村 武幸 | 13番 | 吉田 一浩 |
| 14番 | 松本 三千輝（会長） | | |

4. 欠席委員（1名）

10番 富永 芳弘

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地の転用のための許可申請について

日程第7 議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第8 議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第9 議案第5号 益城農業振興地域整備計画の変更について

日程第10 令和6年 第9回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 岩本 武継 | 農地係長 | 澤田 洋子 |
| 参 事 | 松永 昇 | 主 査 | 井 敦子 |

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和6年第8回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、10番富永芳弘委員より欠席の連絡をいただいております。

農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

6番松本功委員、7番西村誠志委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が3件ございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

(議長)

次に、所有権移転の部が8件ございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

賃貸借の部が3件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、使用貸借の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

許可不要転用届の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、5番北野洋一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

7月31日に石川推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・堀取機・小型耕運機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷、水稻で、申請地には栗を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間300日、妻が経験年数7年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、39,078m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、近隣農地を耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、北野洋一委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいたしております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

調査報告いたします。

8月4日に田上推進委員と共に、代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・堀取機・草刈機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は甘藷で、申請地には甘藷を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数15年、年間300日、父が経験年数60年、年間250日、母が経験年数50年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、53,377m²ですので問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

番号1番から3番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいておりますが、本日欠席でございますので、事務局より補足説明をさせていただきます。

まず、番号1番について補足説明をお願いします。

(事務局)

8月6日に舛田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、事務局より補足説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、番号2番につきまして、事務局より補足説明をお願いします。

(事務局)

8月5日に舛田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が貸資材置場を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思われます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、事務局より補足説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、番号3番につきまして、事務局より補足説明をお願いします。

(事務局)

8月5日に舛田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が貸資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号3番につきまして、事務局より補足説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、2番農政憲委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(2番委員)

8月6日に牧村推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の公共施設などがある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、番号1番について、農政憲委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、番号2番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

8月7日に田上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。
まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可は現在関係部署と協議をしていると伺っております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番について、西村誠志委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、転用のための使用貸借権設定の部の番号1につきまして、私の方から補足説明をさせていただきます。

(14番委員)

8月2日に赤星推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、補足説明をさせていただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、転用のための地上権設定の部 番号1番につきまして、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

8月5日に坂野推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

九州電力の発電設備等に関する契約申込みについても承諾がなされているようです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号1番について、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

それでは、賃借権設定の部についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人の案件につきまして、ご審議をいただきたいと思います。

まず、番号1番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、番号2番につきましては、12番吉村武幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

調査報告します。

8月5日に坂野推進委員と共に現地調査を行いました。

賃借人は、農地所有適格法人以外の法人でございますが、平成21年の法改正によりまして、一定の要件を満たせば一般農業法人にも農地の貸し借りが可能となっております。今回の調査は、この要件を確認するための調査でございます。

賃借人は、さつまいもや人参などの農産物の製造や加工、販売などを行う法人でございます。

法人は、令和6年3月22日に設立されており、新規申請となります。

それでは、調査項目について申し上げます。

要件1、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという件につきましては、トラクター、苗床造成機、苗床穴開機など農作業に必要な農機具を所有され、現地を確認しました結果、適切に耕作できる農地であると判断しましたので、特に問題ないかと思います。

要件2、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みがあるかという件につきましては、周辺の営農者と定期的に会合を持ち、お互いに悪影響が出ないよう努めるとしていますので、特に問題ないかと思います。

要件3、法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が農作業に常時従事

するかという件につきましては、理事の1人が従事日数220日となっておりますので問題ないと思います。

要件4、解除条件付き契約要件でございますが、これにつきましても、書面できちんと取り決めがされているのを確認しておりますので、特に問題ないかと思います。

以上、要件すべてを満たしておりますので、委員の皆様方のご審議をお願いします。

(議長)

只今、吉村武幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 益城農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございます。

本案は異議なしという意見を附して町長に回答することに決定いたします。

次に、日程第10 令和6年第9回委員会の日時について申し上げます。

次回は9月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月9日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員